

第5次福岡市子ども総合計画（仮称）策定の方向性（案）について

1 策定趣旨

子どもや子育てをめぐるさまざまな課題を踏まえ、市民ニーズに即した子ども施策を総合的・計画的に推進するため

2 計画の位置づけ

○福岡市総合計画などの上位計画に即し、子どもに関する分野の基本的な計画として策定するとともに、下記計画として位置付ける。

- ・子ども・子育て支援法に基づく「福岡市子ども・子育て支援事業計画」
- ・子ども・若者育成支援推進法に基づく「福岡市子ども・若者計画」
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援福岡市行動計画」
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「福岡市ひとり親家庭等自立促進計画」

○上位計画である「第9次福岡市基本計画」及び「政策推進プラン（第2次実施計画）」に即した内容とする。

3 計画対象

すべての子ども・若者と子育て家庭、市民、地域コミュニティ、事業者、行政など、すべての個人・団体

子ども：乳幼児期（義務教育年齢に達するまで）、学童期（小学生）

思春期（中学生からおおむね18歳まで）

若者：思春期、青年期（おおむね18歳から30歳）、ポスト青年期

4 計画期間

2020年度から2024年度まで（5年間）

5 計画の構成

(1) 計画総論

基本理念：子どもが夢を描けるまちをめざして

その他：現計画の評価、計画の枠組み、子どもを取り巻く状況、計画の位置づけ 等

(2) 計画各論

(ねらい)

本市の子ども・子育て施策についてライフステージごとに記載し、妊娠期・乳幼児期から青年期までの切れ目のない支援施策を明示することにより、市民にとってわかりやすい計画とする。

【現計画】「第4次福岡市子ども総合計画」

目標1 子どもの権利を尊重する社会づくり

相談支援体制、児童虐待防止、社会的養護、障がい児支援、子どもの貧困対策、子どもの権利啓発、子ども・若者支援(いじめ・不登校・ひきこもり) 等

目標2 安心して生み育てられる環境づくり

幼児教育・保育の充実、母と子の心と体の健康づくり、ひとり親家庭への支援、仕事と子育ての両立に向けた環境づくり 等

目標3 地域における子育ての支援と健全育成の環境づくり

放課後等の活動の場づくり、子ども・若者支援(自己形成支援・社会的自立・安全を守る取組と非行防止) 等

【次期計画】「第5次福岡市子ども総合計画」(仮称)

目標1 安心して生み育てられる環境づくり

【妊娠期～乳幼児期】

母と子の心と体の健康づくり、幼児教育・保育の充実、障がい児支援、仕事と子育ての両立に向けた環境づくり 等

目標2 子ども・若者の自立と社会参加

【学齢期～(ポスト)青年期】

放課後等の活動の場づくり、子ども・若者支援(いじめ・不登校・ひきこもり、自己形成支援・社会的自立・安全を守る取組と非行防止) 等

目標3 困難を抱える子どもの健やかな成長

【全対象】

相談・支援体制、児童虐待防止、社会的養育、子どもの貧困対策、ひとり親家庭への支援、子どもの権利啓発 等